

少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言

我が国が、将来にわたり活力を維持し成長し続けていくためには、少子高齢化という根本的な課題に真正面から取り組むことが重要ですが、少子化の現状は、平成28年に出生数が統計史上初めて100万人を下回るとともに、合計特殊出生率も前年を下回るといった危機的な状況となっています。

こうした中、我が国の社会保障制度を全世代型へと大きく転換するという「全世代型社会保障」は、働きながら子育てをする世代もしっかりと支えるという考え方であり、少子化対策の観点からも極めて大事な方向性であることから、具体的な制度設計において、社会保障制度の担い手である地方の意見を反映することが必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、少子化対策の抜本強化に向けた下記の内容を緊急に提言します。

1. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化

- ・結婚支援センターをはじめとして、地域の実情に応じた取組を継続・強化し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、当初予算規模の大幅拡充と運用の弾力化

(2) 国と地方が連携して重点的に取り組むべき施策について補助率のかさ上げ

2. 結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化【再掲】

(2) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

- ア 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成など、返済を支援する取組の拡充
- イ 結婚する若者の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援
- ウ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規職員への転換や待遇改善施策の充実

3. 妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) ライフプランの形成促進

- ア 諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施
- イ 企業等によるキャリア形成の支援

(2) 不妊治療等への支援の拡充

- ア 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設
- イ 特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和（例えば第2子以降）、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療にかかる助成の検討

(3) 小児・周産期医療の充実

- ア 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- イ 離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度の創設
- ウ 大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

4. 子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減

- ア 保育士等の処遇改善や保育士確保のための離職時等届出制度の法制化を含めた待機児童の解消と幼児教育・保育の質の確保を図るとともに、地方に実質的な負担が新たに生じないように、必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、幼児教育・保育の無償化の早期実現
- イ 認可外保育施設等の利用や家庭での保育を行う家庭へのバウチャー券の配布等、保育所等を利用しない家庭への支援の実施
- ウ 小1の壁をなくし、切れ目なく子育て家庭を応援するため、放課後児童クラブにおける待機児童の解消及び利用料の無償化
- エ 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施
- オ 大学等に進学する者に対する給付型奨学金の大幅な拡充や無利子奨学金の基準の緩和
- カ 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設
- キ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らず全て廃止
- ク 子育て世帯の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援など、子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供
- ケ 企業における家族手当の拡充に対する支援
- コ 特定扶養控除の対象拡大・増額
- サ 多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討

(2) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充

(待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化)

- ア 保育士等の処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、資格試験の機会の拡充、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化
- イ 保育士修学資金貸付事業等の当初予算化
- ウ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置
- エ 保育士等の離職を防止するための働きやすい職場づくりや業務負担の軽減などの就業環境の向上
- オ 保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保及び土地利用に関する税制優遇措置の創設

(病児保育事業などの保育サービスの拡大)

- ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び安定的運営に必要な基本分単価の増額
- イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の一層の拡充に向けた要件緩和

5. 働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

(1) 若者の労働環境の改善

- ア 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援

イ 非正規職員の正規職員への転換や待遇改善策の充実

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

(男性の育児参画を促進する仕組みの導入と仕事と子育てを両立できる職場環境づくり)

ア 育児休業制度の拡充等

日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討、(その際に育児休業取得期間の延長もしくは育児休業給付金の支給割合の引上げを選択できる制度を検討)、短時間勤務にかかると減給に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充

イ 長時間労働の是正

ウ イクボス(仕事と生活の調和推進リーダー)の取組の推進

エ 男性の育児休暇・育児休業の取得促進の取組など、男性の家事・育児参画促進の取組の強化

オ 配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成

カ 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の推進

(キャリア形成に対する支援の拡充)

ア 育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体への支援

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の拡充、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備

ウ 出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築を図るなど、女性の復職・再就職への支援の拡充

エ リカレント教育の受講支援及び就労支援のための情報発信

オ 育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入した企業への支援の検討

6. 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

(1) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源の確保

(2) 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討

平成30年5月18日

全国知事会 会長

埼玉県知事 上田 清司

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

高知県知事 尾崎 正直